

匝 瑳 市 消 防 委 員 会

日 時：令和 5 年 2 月 6 日（月）

午前 1 0 時から

場 所：市役所議会棟 第 3 委員会室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 仮議長選出

5 議 事

（1） 委員長の選出について

（2） 消防団の現状について（報告）

（ア） 組織について

（イ） 報酬、費用弁償について

（ウ） 消防車両、施設等について

（3） 消防団事業の実施状況及び実施計画について（報告）

（4） 消防団員の処遇改善について

（5） そ の 他

6 閉 会

(1) 匝瑳市消防団の現状について

[R4. 4. 1現在]

(ア) 組織について

現行の消防団組織は、消防団本部及び12分団で組織する。

消防団員の定員は、匝瑳市消防団条例第3条の規定により676人と定められており、組織及び配置については、匝瑳市消防団規則第2条の規定により次のように定められている。

【全 体】

階級	団 長	副団長	本部付 (分団長)	分団長	副分団長	部長	班長	団員		合計
								基本	機能別	
定 数	1	4	8	12	15	40	80	516		676
実員数	1	4	8	12	15	40	80	473	6	639
定数との差	0	0	0	0	0	0	0	-37		-37

□団本部

所 属	階 級					
	団 長	副団長	本部付 (分団長)	定数計	実員計	定数計 との差
団本部	1	4	8	13	13	0

□分 団

階 級 所 属	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	定数計	実員計	内機能別 消防団員	定数計 との差
中央分団	1	2	6	12	60	81	80	0	-1
第1部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第2部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第3部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第4部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第5部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第6部	-	-	1	2	10	13	12	0	-1
匝瑳分団	1	1	2	4	30	38	38	0	0
第1部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第2部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
豊栄分団	1	1	2	4	30	38	38	0	0
第1部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第2部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
吉田分団	1	1	2	4	30	38	38	0	0
第1部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第2部	-	-	1	2	15	18	18	0	0

階 級 所 属	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	定数計	実員計	内機能別 消防団員	定数計 との差
飯高分団	1	1	2	4	30	38	34	0	-4
第 1 部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第 2 部	-	-	1	2	15	18	14	0	-4
豊和分団	1	1	3	6	36	47	39	0	-8
第 1 部	-	-	1	2	12	15	15	0	0
第 2 部	-	-	1	2	12	15	14	0	-1
第 3 部	-	-	1	2	12	15	8	0	-7
椿海分団	1	1	4	8	40	54	50	0	-4
第 1 部	-	-	1	2	10	13	12	0	-1
第 2 部	-	-	1	2	10	13	10	0	-3
第 3 部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第 4 部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
平和分団	1	1	4	8	40	54	49	2	-5
第 1 部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第 2 部	-	-	1	2	10	13	9	1	-4
第 3 部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第 4 部	-	-	1	2	10	13	12	1	-1
共興分団	1	1	2	4	30	38	38	0	0
第 1 部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第 2 部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
須賀分団	1	1	2	4	30	38	35	4	-3
第 1 部	-	-	1	2	15	18	16	3	-2
第 2 部	-	-	1	2	15	18	17	1	-1
野田分団	1	2	6	12	90	111	109	0	-2
第 1 部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
第 2 部	-	-	1	2	17	20	20	0	0
第 3 部	-	-	1	2	16	19	19	0	0
第 4 部	-	-	1	2	15	18	16	0	-2
第 5 部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
第 6 部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
栄分団	1	2	5	10	70	88	78	0	-10
第 1 部	-	-	1	2	12	15	11	0	-4
第 2 部	-	-	1	2	12	15	13	0	-2
第 3 部	-	-	1	2	16	19	18	0	-1
第 4 部	-	-	1	2	14	17	15	0	-2
第 5 部	-	-	1	2	16	19	18	0	-1
合 計	12	15	40	80	516	663	626	6	-37

(イ) 報酬、費用弁償について

匝瑳市消防団条例第14条の規定により次のように定められてる。

なお、条例の改正により団員報酬は令和4年度から各階級5,000円の増額を行っている。

(ただし、機能別消防団員は、2,000円の増額)

(報酬及び費用弁償)

第14条 団員に対して、別表第1に掲げる額の報酬を支給する。ただし、新任者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までそれぞれ月割計算により支給する。

2 団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。支給する旅費の額及び支給方法は、匝瑳市職員等の旅費に関する条例（平成18年匝瑳市条例第47号）の例による。この場合において、同条例中、団長、副団長及び分団長については7級の職務にある者、その他の団員については4級の職務にある者とみなす。

3 前項に規定する場合を除き、団員には、別表第2に掲げる費用弁償を支給する。

4 報酬及び前項の費用弁償は、年4回に分けて、6月、9月、12月及び3月に支給する。

別表第1

階級名	報酬年額
団長	110,000 円
副団長	76,000 円
分団長	61,000 円
副分団長	43,000 円
部長	37,000 円
班長	29,000 円
団員	25,000 円
	ただし、機能別消防団員は、10,000 円

別表第2

支給対象	支給額
教養訓練その他の訓練に参加した団員	1回につき 1,000 円以内
火災予防又は風水害等の警戒に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
災害現場に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
ポンプ点検整備に従事した団員	1回につき 200 円以内

(ウ) 消防車両、施設等について

匠瑛市消防団配備車両・ポンプ一覧

令和5年2月1日現在

項目 所 属	種 別	水 槽	車 両						ポ ン プ 製 作 所
			登録番号 (千葉)	車 種	登録年月日	車検満了日	燃 料	総重量	
団 本 部	指 令 車		800 そ 5989	三 菱 デリカD:5	R2.12.2	R6.12.1	軽	—	—
中 央 分 団	第1部	ポンプ自動車	804 ね 1	日 野 デュトロ	H21.1.29	R7.2.2	軽	4,730kg	モリタ
	第2部	ポンプ自動車	800 り 2	トヨタ ダイナ	H24.2.23	R6.2.22	軽	4,600kg	ナカムラ 消防化学
	第3部	ポンプ自動車	800 ろ 3	日 野 デュトロ	H25.1.25	R7.1.24	軽	4,530kg	モリタ
	第4部	ポンプ自動車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 ひ 4	日 野 デュトロ	H31.2.25	R5.2.24	軽	6,020kg	ナカムラ 消防化学
	第5部	小型動力ポンプ付積載車	800 み 5	日 産 アトラス	H22.11.17	R6.11.16	ガ	2,910kg	トーハツ
	第6部	ポンプ自動車	830 て 2007	日 野 デュトロ	H20.1.28	R6.1.27	軽	4,710kg	モリタ
匠 瑛 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:600ℓ)	○ 830 も 123	三 菱 キャンター	H30.3.28	R6.3.27	軽	4,980kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	830 す 1192	日 産 アトラス	H22.11.17	R6.11.19	ガ	2,910kg	トーハツ
豊 栄 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:900ℓ)	○ 830 さ 1041	いすゞ エルフ	R2.3.30	R6.3.29	軽	4,990kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	830 さ 1043	日 産 アトラス	H24.2.23	R6.5.16	ガ	2,910kg	トーハツ
吉 田 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	830 め 911	日 産 アトラス	H30.2.22	R6.2.21	ガ	2,920kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 4944	日 産 アトラス	H11.12.10	R5.12.9	軽	5,070kg	富士重工
飯 高 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:900ℓ)	○ 830 す 2022	いすゞ エルフ	R4.2.22	R6.2.21	軽	4,990kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	831 ゆ 119	日 産 アトラス	H21.12.11	R5.12.14	ガ	2,910kg	トーハツ
豊 和 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:600ℓ)	○ 800 そ 4281	日 野 デュトロ	H31.2.27	R5.2.26	軽	4,790kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 そ 1048	三 菱 キャンター	H20.1.30	R6.5.22	軽	4,950kg	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	800 そ 2547	日 産 アトラス	H29.2.21	R5.4.4	ガ	2,980kg	トーハツ
椿 海 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	800 せ 9250	日 産 アトラス	H25.1.28	R5.3.28	ガ	2,870kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 4945	日 産 アトラス	H11.12.10	R5.12.27	軽	5,070kg	富士重工
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	800 そ 3435	日 産 アトラス	H30.2.22	R6.3.21	ガ	2,920kg	トーハツ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車	800 せ 7274	日 産 アトラス	H22.11.17	R6.11.17	ガ	2,910kg	トーハツ

所 属	項 目	種 別	水 槽	車 両					ポ ン プ 製 作 所
				登録番号 (千葉)	車 種	登録年月日	車検満了日	燃料 総重量	
平 和 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車		805 の 1	日 産 アトラス	H25.1.28	R5.3.18	ガ 2,870kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車		801 な 2	日 産 アトラス	H29.2.21	R5.2.21	ガ 3,010kg	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車		800 み 3	日 産 アトラス	H21.12.11	R5.12.15	ガ 2,910kg	トーハツ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:900ℓ)	○	830 ほ 4	いすゞ エルフ	R3.2.26	R5.2.25	軽 4,900kg	トーハツ
共 興 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○	800 さ 1655	日 産 アトラス	H10.12.1	R6.12.27	軽 5,070kg	ラビット
	第2部	小型動力ポンプ付積載車		800 せ 6410	日 産 アトラス	H21.12.11	R5.12.16	ガ 2,910kg	トーハツ
須 賀 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:900ℓ)	○	807 は 1	いすゞ エルフ	R4.2.22	R6.2.21	軽 4,990kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車		830 ら 2	日 産 アトラス	H24.2.23	R6.2.25	ガ 2,910kg	トーハツ
野 田 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車		830 ち 101	日 産 アトラス	H22.11.17	R6.11.16	ガ 2,910kg	トーハツ
	第2部	ポンプ自動車 (水槽付:1,000ℓ)	○	830 そ 102	日 野 デュトロ	H29.3.13	R5.3.12	軽 5,860kg	ナカムラ 消防化学
	第3部	小型動力ポンプ付積載車		830 ち 103	日 産 アトラス	H24.1.19	R6.1.20	ガ 2,960kg	トーハツ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○	830 な 21	三 菱 キャンター	H20.1.30	R6.1.31	軽 4,950kg	トーハツ
	第5部	ポンプ自動車		801 と 5	いすゞ エルフ	R2.2.28	R6.3.24	軽 4,920kg	ナカムラ 消防化学
	第6部	小型動力ポンプ付積載車		801 て 1111	日 産 アトラス	H25.1.28	R7.2.1	ガ 2,910kg	トーハツ
栄 分 団	第1部	小型動力ポンプ付積載車		830 さ 3001	日 産 アトラス	H21.1.27	R7.1.26	ガ 2,910kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○	830 さ 3002	三 菱 キャンター	H20.1.9	R6.1.21	軽 4,980kg	トーハツ
	第3部	ポンプ自動車		800 さ 6001	三 菱 キャンター	H12.3.22	R6.4.17	軽 4,390kg	畠山ポンプ
	第4部	ポンプ自動車 (水槽付:1,000ℓ)	○	830 な 44	日 野 デュトロ	H31.2.26	R5.2.25	軽 6,040kg	ナカムラ 消防化学
	第5部	ポンプ自動車		830 ち 130	いすゞ エルフ	R2.12.17	R6.12.16	軽 4,870kg	ナカムラ 消防化学

□指 令 車 1 台

□ポ ン プ 自 動 車 10台 (うち水槽付 3台) ポンプ級別: A2

□小型動力ポンプ付積載車 30台 (うち水槽付12台) ポンプ級別: B3

■合 計 41台 (3.5t以上 22台)

初年度登録年月日から起算して20年を経過した車両から更新を計画する。原則として現状配備している車両と同種別の車両に更新する。なお、水槽付車両を各分団に確保するように配備する。(特別な事情がある場合はこの限りではない。)

■消防施設等について

消防施設等の整備については、各分団へ消防施設要望調査を実施し、計画的に整備する。

消防機庫・ホース乾燥塔一覧

令和4年4月1日現在

区分 分団別		管 轄 区 域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備 考
中央分団	第1部	仲町、砂原	○	○	
	第2部	上出羽、下出羽	○	○	
	第3部	田町、西本町、若潮町	○	○	
	第4部	万町、東本町、福富町、横町	○	○	
	第5部	籠部田、富谷、下富谷	○	○	
	第6部	米倉、米倉新町	○	○	
匝瑳分団	第1部	長岡、堀之内、宮和田、山桑	○	○	
	第2部	松山、中台、生尾、宮本	○	○	
豊栄分団	第1部	貝塚、飯倉新田、通町、時曾根、幸田南外、 池端、台谷、中貫、西之内、雇用促進、団地	○	○	統合機庫
	第2部	新、木積、田久保、青葉谷、久方、亀崎、 富岡、牛岡			
吉田分団	第1部	住方、谷、江川、蒲野	○	○	統合機庫
	第2部	新町、栄、城新田、八辺、入山崎、 南山崎、南神崎			
飯高分団	第1部	仲台、公崎、城下、小高	○	○	統合機庫
	第2部	片子、大堀、安久山、金原			
豊和分団	第1部	飯塚	○	○	
	第2部	大寺	○	○	
	第3部	内山	○	○	
椿海分団	第1部	仲新久、向新久、宿、青葉町、五正部、 天神、八重崎、仲見江、ユウキ住宅	○	○	
	第2部	柳田、東柳田、2班、3組、東八丁歩、 学校前、二條、分野、新興分野、瀬戸谷、 廿一町、蓮入、椿団地、椿シティ	○	○	
	第3部	仲町、押角、寄島、東町、舟戸町、 四軒町、沖北、沖南、学園台	○	○	
	第4部	日之出町、栄町、県営住宅、水神町、緑町	○	×	

区分 分団別		管 轄 区 域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備考
平和分団	第1部	川向、安巻、萩曾根、郷内示、御門、仲才、山里、藤四郎野	○	○	
	第2部	靱内、大街道、東原、西原、荒匂、高野、萩野	○	○	
	第3部	東谷	○	○	
	第4部	上谷、下谷、すみれ団地、上平、新宿	○	○	
共興分団	第1部	吉崎、長谷	○	○	
	第2部	西小笹、東小笹、登戸	○	○	
須賀分団	第1部	横須賀、高	○	○	統合機庫
	第2部	蕪里、高野			
野田分団	第1部	大根畑、鯨橋、前古屋、高土内、後里、内裏丘	○	○	
	第2部	大坪、上の馬場、御城、古町、宮前、西宿、新生、松山、丸の内	○	○	
	第3部	釜前、野手浜	○	○	
	第4部	今泉丘	○	○	
	第5部	今泉浜	○	○	
	第6部	新堀丘浜	○	○	
栄分団	第1部	川辺上方	○	○	
	第2部	堀川丘	○	○	
	第3部	中郷、新田、和田、高松、川辺浜	○	○	
	第4部	栢田丘	○	○	
	第5部	栢田浜、堀川浜	○	○	
合 計			36	35	

消防機庫の設置状況(トイレ・水道・建築年・戸別受信機)

令和4年4月1日時点

	消防機庫	所在地	トイレ	水道	建築年度	戸別受信機設置年	備考
1	中央1	八日市場イ2626番地6	○	上水道	令和2年	平成22年	
2	中央2	八日市場イ200番地2	×	上水道	平成28年	平成28年	「匣りの里」のトイレ使用
3	中央3	八日市場イ2499番地	×	井戸	平成6年	平成22年	
4	中央4	八日市場イ2917番地2	○	井戸	昭和61年	平成22年	ポケットパーク
5	中央5	八日市場ハ672番地2	○	井戸	平成14年	平成22年	
6	中央6	八日市場ホ451番地4	×	井戸	昭和61年	平成22年	
7	匝瑳1	堀ノ内354番地2	○	上水道	平成14年	平成22年	
8	匝瑳2	松山1127番地4	×	×	平成5年	平成22年	
9	豊栄1 豊栄2	飯倉2145番地9	○	上水道	平成15年	平成22年	統合機庫
10	吉田1 吉田2	吉田4010番地1	○	上水道	平成11年	平成22年	統合機庫
11	飯高1 飯高2	飯高1706番地	○	上水道	平成12年	平成22年	統合機庫
12	豊和1	飯塚1094番地	×	井戸	平成9年	平成22年	
13	豊和2	大寺1481番地1 他	×	上水道・井戸	平成30年	平成22年	
14	豊和3	内山911番地	×	上水道	昭和62年	平成22年	
15	椿海1	椿1706番地6 外2筆	○	井戸	平成13年	平成22年	
16	椿海2	春海51番地2	○	井戸	平成12年	平成22年	
17	椿海3	春海565番地1	×	井戸	平成3年	平成22年	
18	椿海4	椿1268番地2	×	井戸	平成4年	平成22年	
19	平和1	平木113番地	×	井戸	平成3年	平成22年	
20	平和2	平木2022番地	○	上水道	平成21年	平成22年	
21	平和3	東谷363番地	×	井戸	令和3年	平成22年	
22	平和4	上谷中2252番地1	×	×	昭和56年	平成22年	
23	共興1	吉崎92番地3	×	上水道	平成16年	平成22年	
24	共興2	東小笹353番地3	×	井戸	平成10年	平成22年	
25	須賀1 須賀2	高787番地1	○	上水道	平成13年	平成22年	統合機庫
26	野田1	野手5741番地	○	上水道	平成23年	平成23年	
27	野田2	野手1283番地4	○	上水道	令和3年	平成22年	
28	野田3	野手17146番地2432	×	井戸	平成元年	平成22年	
29	野田4	今泉6756番地	×	井戸	平成2年	平成22年	
30	野田5	今泉8571番地2	○	井戸	平成4年	平成22年	
31	野田6	新堀2159番地7	○	井戸	平成29年	平成29年	
32	栄1	川辺2887番地1	×	井戸	平成7年	平成22年	
33	栄2	堀川4100番地	×	井戸	昭和54年	平成22年	
34	栄3	堀川6376番地5	×	井戸	昭和53年	平成22年	
35	栄4	栢田8152番地2	×	井戸	平成元年	平成22年	
36	栄5	堀川6693番地88	×	井戸	平成4年	平成22年	

令和3年度匝瑳市消防団主要事業実績報告

※赤字は新型コロナウイルスの影響のため中止となった事業

月 日	事業種別	場 所	内 容
令和3年 4月10日(土)	消防団役員総会	市民ふれあいセンター	・令和2年度事業実績 ・令和3年度事業計画(案) ・令和3年度予算執行方針(案) ほか
4月25日(日)	規律・水防訓練	市役所北側駐車場	部長以上、新規入団及び入団2年目団員を対象とした合同演習及び水防訓練(土のう作成)の実施
6月5日(土) [雨天決行]	海匝支部消防操法大会 現地訓練	匝瑳市役所北側駐車場	3市の海匝大会出場部による現地訓練
5月28日(金)	消防操法審査会	市役所北側駐車場	中央1部操法演技の審査会
6月13日(日)	第61回 海匝支部 消防操法大会	匝瑳市役所北側駐車場	・ポンプ車操法の部(中央1・野田2) ・小型ポンプ操法の部(共興1)を派遣 ※最優秀賞部隊は、 千葉県消防操法大会へ出場
6月13日(日)	第28回全国消防操法大会 出場候補隊海匝支部選考 審査会	匝瑳市役所北側駐車場	出場予定部・ポンプ車操法の部 中央1部、野田2部 ・小型ポンプ操法の部 共興1部
7月10日(土)	第57回 千葉県消防操法大会	千葉県消防学校 (市原市菊間783-1)	海匝大会最優秀賞受賞部を派遣
8月21日(土)	第1回 消防団幹部役員会	野栄総合支所	・消防定例表彰について ・中継送水訓練の実施について ほか
9月26日(日)	市総合防災訓練	市内一円	市総合防災訓練への参加
10月29日(金)	第28回 全国消防操法大会	千葉県消防学校	・ポンプ車操法の部 ・小型ポンプ操法の部
11月7日(日)	実戦操法訓練	市役所北側駐車場	全41部隊を対象とした 実戦操法による習熟訓練の実施
11月14日(日)	中継送水訓練	豊栄小・豊和小 共興小・野栄中	消防ポンプの適切な使用方法を学ぶ、 中継及び送水訓練の実施
11月28日(日)	チェーンソー 取扱講習会	市民ふれあいセンター	チェーンソー使用時の危険防止のため、 適切な取扱方法を学ぶ。
12月4日(土)	第2回 消防団幹部役員会	野栄総合支所	・歳末特別警戒の実施について ・消防出初式の挙行について ・飯高寺火災防御訓練の実施について ほか

月 日	事 業 種 別	場 所	内 容
12月19日(日)	消防出初式演習	八日市場ドーム	消防出初式に係る予行演習の実施
12月28日(火) ～31日(金)	歳末特別警戒	市内一円	歳末特別警戒(夜警)及び機械器具 点検の実施 ・市長巡視は、28日(火)を予定
令和4年 1月8日(土)	匝瑳市消防出初式	市民ふれあいセンター	出席者を制限して、表彰のみ実施
1月22日(土)	飯高寺火災防御訓練	飯高寺及び周辺地域	国の重要文化財「飯高寺」における火災等 の災害発生時における初動体制の確立を図 るとともに、円滑な各消防部隊の火災延焼 防止活動を総合的に実施
2月19日(土)	第3回 消防団幹部役員会	八日市場公民館	・令和3年度主要事業実績及び 令和4年度主要事業計画(案)について ・令和4年度消防団員名簿の作成について ・第72回千葉県消防大会について ほか
令和4年度に 延期	役員視察研修	未 定	役員視察研修の実施
3月23日	第72回 千葉県消防大会	千葉市内	中止

令和4年度匝瑳市消防団主要事業計画

月 日	事業種別	場 所	内 容
令和4年 4月9日(土)	消防団役員総会	市民ふれあいセンター	・令和3年度事業実績 ・令和4年度事業計画(案) ・令和4年度予算執行方針(案) ほか
4月24日(日)	規律訓練	市役所北側駐車場	合同演習の実施
6月18日(土)	海匝支部消防操法大会 現地訓練	銚子マリーナ	出場部隊が 中央分団第1部のみのため中止
6月26日(日)	第62回 海匝支部 消防操法大会		
7月30日(土)	第58回 千葉県消防操法大会	千葉県消防学校 (市原市菊間783-1)	中央分団第1部を派遣
8月20日(土)	第1回 消防団幹部役員会	野栄総合支所	・消防定例表彰について ・中継送水訓練の実施について ほか
9月25日(日)	市総合防災訓練	市内一円	台風の影響により中止
10月29日(土)	第29回 全国消防操法大会	千葉県消防学校	・ポンプ車操法の部 ・小型ポンプ操法の部
11月6日(日)	中継送水訓練	匝瑳市役所・吉田小 共興小・野田小	消防ポンプの適切な使用方法を学ぶ、 中継及び送水訓練の実施
11月19日(土)	チェーンソー 取扱講習会	市民ふれあいセンター 東側広場	チェーンソー使用時の危険防止のため、 適切な取扱方法を学ぶ。
12月3日(土)	第2回 消防団幹部役員会	野栄総合支所	・歳末特別警戒の実施について ・消防出初式の挙行について ・飯高寺火災防衛訓練の実施について ほか
12月18日(日)	消防出初式演習	八日市場ドーム	消防出初式に係る予行演習の実施
12月28日(水) ～31日(土)	歳末特別警戒	市内一円	歳末特別警戒(夜警)及び機械器具 点検の実施 ・市長巡視は、28日(水)を実施
令和5年 1月7日(土)	匝瑳市消防出初式	市民ふれあいセンター	雨天のため、表彰のみ実施

月 日	事業種別	場 所	内 容
1月28日(土)	飯高寺火災防御訓練	飯高寺及び周辺地域	国の重要文化財「飯高寺」における火災等の災害発生時における初動体制の確立を図るとともに、円滑な各消防部隊の火災延焼防止活動を総合的に実施
2月4日(土)	第3回 消防団幹部役員会	市役所議会棟	・令和4年度主要事業実績及び令和5年度主要事業計画(案)について ・令和5年度消防団員名簿の作成について ・第73回千葉県消防大会について ほか
令和5年度に 延期	役員視察研修	未 定	役員視察研修の実施
3月24日(金)	第73回 千葉県消防大会	青葉の森公園 芸術文化ホール (千葉市)	

(4) 消防団員の処遇改善について

団員の処遇を改善し、団員確保を図るため、消防庁長官から通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が発出されている。

匝瑳市の対応状況は、下表のとおり。

国からの通知の内容	匝瑳市における対応
団員報酬を「団員」階級において標準額の 36,500 円とする	段階的に引上げを行う。 令和 4 年 4 月から「団員」階級の報酬を 20,000 円から 5,000 円増の 25,000 円に。
出動報酬の創設 日 額 8,000 円を標準とする (半 日 4,000 円も可)	検討中 (現状、費用弁償)
報酬及び費用弁償の個人支給	令和 6 年度から対応予定

【参考】近隣市町の対応状況 (令和 4 年度)

銚子市	団員報酬 (団員階級)	30,000 円
	出動報酬 (災害出動)	検討中 (現状、費用弁償)
	個人支給	検討中
旭市	団員報酬 (団員階級)	25,000 円
	出動報酬 (災害出動)	検討中 (現状、費用弁償)
	個人支給	検討中
横芝光町	団員報酬 (団員階級)	24,000 円
	出動報酬 (災害出動)	2h まで 2,000 円、4h まで 4,000 円 4h 超 8,000 円
	個人支給	R4 年度から導入

■その他団員の負担軽減策

市消防操法大会について

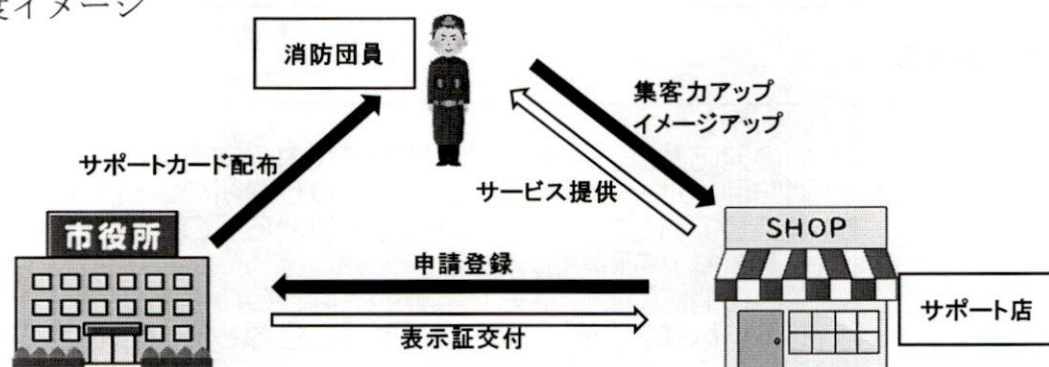
- ・ポンプ車操法の部における出場隊を、全てのポンプ自動車配備部 (10ヶ部) から過半数の部 (5ヶ部) とする。
- ・小型ポンプ操法の部において、出場隊を分団内における合同編成を可とする。

匝瑳市消防団サポート店制度について

1 目的

昼夜を問わず活動する消防団員に対し、市内事業所等が消防団サポート店として応援（サービス提供）することにより、消防団員の確保を図り、地域防災力の充実強化を推進することを目的とする。

2 制度イメージ



3 サポート店の募集方法

商工会等の各種団体を通して募集／市広報紙等により周知を図る／
団員を通して募集／その他協力を得られそうな事業所を訪問し協力依頼

4 サービス、対象者の例（事業所において決定）

サービス内容	対象者
・ドリンク 1 杯、おつまみ 1 品、〇〇サービス ・スタンプポイント 2 倍 など	・消防団員のみ ※消防団員とその同伴者へのサービスも可

5 スケジュール

随時 サポート店の募集、登録
3 月 サポート店表示証の配布
4 月 団員へサポートカードの配布・事業所によるサービス開始

6 申請状況（R5.2.6 現在）

- ・いそや呉服店 様（現金、商品券払いで 5 % オフ／団員とその同伴者）
- ・BAR JOJO 様（500 円サービス／団員のみ）
- ・柏熊石油店 様（ドリンクサービス／団員のみ）
- ・みなとや落花生店 様（対象商品 5 % オフ／団員のみ）
- ・武井寿司 様（ドリンクサービス／団員のみ）

○匝瑳市消防委員会条例

平成18年1月23日

条例第130号

(設置)

第1条 市は、消防の充実発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、匝瑳市消防委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、消防団員の服務、待遇、消防施設の改善その他消防に関する重要事項について、市長の諮問に答え、又は市長に建議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 3人

(2) 消防関係者 3人

(3) 学識経験者 6人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項に掲げるもののほか、委員総数の3分の2以上の者から委員会に付議すべき事件を付して要求があったときは、委員長は会議を招集しなければならない。
- 3 会議の招集については、その日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

匝瑳市消防団

サポート店 募集!!



詳細は、市HPからご覧いただけます



地域の安全を守る消防団をサポートしませんか

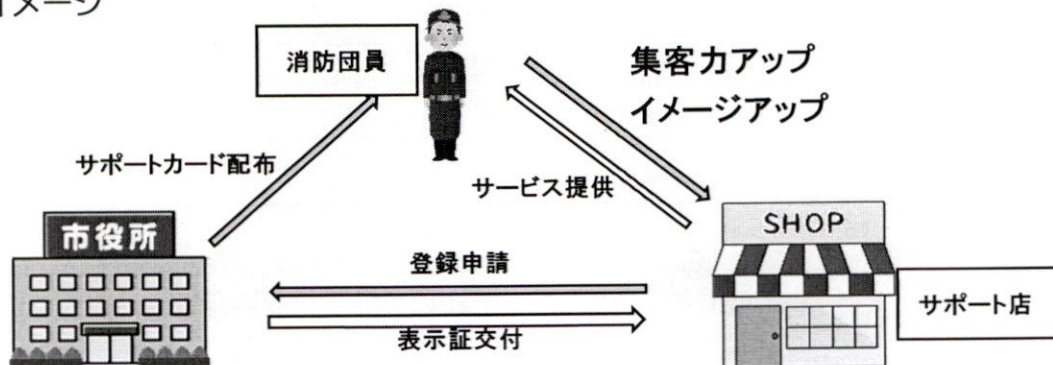
お問い合わせ先：匝瑳市役所 総務課 Tel 73-0084

匝瑳市消防団サポート店制度について

1 目的

昼夜を問わず活動する消防団員に対し、市内事業所等が消防団サポート店として応援(サービス提供)することにより、消防団員の確保を図り、地域防災力の充実強化を推進することを目的とするものです。

2 制度イメージ



3 サービス、対象者の例(事業所において決定)

サービス内容(例)	対象者
・ドリンク1杯、おつまみ1品、〇〇サービス ・スタンプポイント2倍 など	・消防団員のみ ※消防団員とその同伴者へのサービスも可

※サービスに係る費用について、市からの補填はありません。

4 スケジュール

随時 サポート店の募集、登録

3月 サポート店表示証の配布

4月 団員へサポートカードの配布・事業所によるサービス開始

5 お問い合わせ先(お気軽にどうぞ)

匝瑳市役所総務課 消防防災班 担当 伊藤

TEL 73-0084 / FAX 72-1114 / E-mail s-shobo@city.sosa.lg.jp